

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和6年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、原則として1月1日現在で本市に住所があり、前年中に一定以上の所得があった方に対して個人住民税を課税する。税額は広く均等に賦課する均等割と所得に応じて賦課する所得割との合計額となる。 なお、個人の県民税は個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。 具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握し課税資料を整える。 ②前年の所得申告を受付 ③課税資料の内容確認 ④確認された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を算出 ⑤賦課決定した税額を納税義務者に通知 ⑥普通徴収・特別徴収の方法により徴収 ※還付金については、公金受取口座を活用する。
③システムの名称	個人住民税システム 住民税申告支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条及び別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第1号、第8号(別表第二)、第9号 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために、第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができるとされている項(27項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 税務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からの取得を徹底しており、住基ネット照会を行う際には、4情報又住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 特定個人情報の取扱いに関して人手が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。 ・申請書に記載された個人番号および本人データの印刷 ・特定個人情報の記載がある申請書等のデータ保管 ・特定個人情報の記載がある申請書等の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のないもののシステムへのアクセス制限や、指紋認証、ID、パスワード入力による不正アクセスの防止を行っている。 また、パスワードやID情報の管理を権限者のみ確認できる場所に保管し、不正利用されないように対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	所属長の役職名	税務課長 吉田 東洋	税務課長	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1号、第7号(別表第二)、第8号	番号法第19条第1号、第8号(別表第二)、第9号	事後	
令和4年12月27日	②事務の概要	地方税法に基づき、原則として1月1日現在で本市に住所があり、前年中に一定以上の所得があった方 に対して個人住民税を課税する。税額は広く均等に賦課する均等割と所得に応じて賦課する所得割との合計額となる。 なお、個人の県民税は個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。 具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握し課税資料を整える。 ②前年の所得申告を受付 ③課税資料の内容確認 ④確認された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を算出 ⑤賦課決定した税額を納税義務者に通知 ⑥普通徴収・特別徴収の方法により徴収	地方税法に基づき、原則として1月1日現在で本市に住所があり、前年中に一定以上の所得があった方 に対して個人住民税を課税する。税額は広く均等に賦課する均等割と所得に応じて賦課する所得割との合計額となる。 なお、個人の県民税は個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。 具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握し課税資料を整える。 ②前年の所得申告を受付 ③課税資料の内容確認 ④確認された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を算出 ⑤賦課決定した税額を納税義務者に通知 ⑥普通徴収・特別徴収の方法により徴収 ※還付金については、公金受取口座を活用する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月5日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からの取得を徹底しており、住基ネット照会を行う際には、4情報又住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 特定個人情報の取扱いに関して人手が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。 ・申請書に記載された個人番号および本人データの印刷 ・特定個人情報の記載がある申請書等のデータ保管 ・特定個人情報の記載がある申請書等の廃棄	事後	
令和6年12月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 権限のないもののシステムへのアクセス制限や、指紋認証、ID、パスワード入力による不正アクセスの防止を行っている。 また、パスワードやID情報の管理を権限者のみ確認できる場所に保管し、不正利用されないように対策を行っている。	事後	